

# 全国木材資源リサイクル協会連合会

## 平成30年度第1回調査及び広報推進委員会議事録

開催日時 平成30年6月27日(水) 14:30～  
開催会場 中央区立環境情報センター 第2研修室  
出席者

### 委員

全国木材資源リサイクル協会連合会	原 信男 委員長
住友林業(株)	矢吹 賢二 委員
(株)グーン	桑野 俊 委員
(株)エコグリーン	佐久間 慎一 委員
フルハシEPO(株) (東海協会兼務)	三崎 隆照 委員
住友大阪セメント(株)	黒光 翔 委員
ホクザイ運輸(株)	芦塚 雄介 委員
JFEエンジニアリング(株)	大平 勝彦 委員

### 地域委員

北日本協会事務局	高橋 秀孝 委員
近畿協会事務局	三砂 和浩 委員 木材開発(株)
中四国協会事務局	岡崎 博紀 委員 (有)赤碕清掃
九州協会事務局	河野 秀彦 委員 中山リサイクル産業(株)

### 欠席委員

関東協会	吉澤 尚志 委員
(プレス) 日報ビジネス(株)	徳永 杉太
(事務局) 関東協会	戸取 明子
全国連合会	十川 有子

### <会議概要>

#### 1 委員長挨拶

本年度第1回目の調査広報委員会ということで、委員の交代により本月初めにご出席頂いている方が3名おられるので、一言ご挨拶頂きたい。(原委員長)

(株)エコグリーンから佐久間委員、JFEエンジニアリング(株)から大平委員及

び、住友大阪セメント(株)より黒光委員より挨拶。

## 2 議事要旨

### (1) 適合チップ認定制度について

(原委員長)

関東協会では昨年度始まった適合チップ認定制度について、どのように全国展開ができるか、本日は各地域の実情についてご意見をお聞きしたい。本制度では、ガイドラインの内容に沿って具体的な項目について「達成度チェック表」というものがあり、関東協会の各メーカーは、このチェック表に記入して提出してもらっている。具体的内容について、「実施・計画中・不可」のいずれかにチェックしてもらい、それを点数化する。評価方法については、製品ヤードの形態を除いた42項目をABCとランク付けし、そのランク別に実施5点、計画中3点、不可0点のように配点し、製品ヤードの形態の点数を合わせて、合計200点で満点となる。このチェック項目の内容について、地域別の状況に合わせるべきか否か議論したい。

また、関東協会におけるガイドラインの運用については、需要者側でトラブルがあった場合、トラブル報告書を事務局に提出してもらい、各メーカーへ通知する。その後メーカーからは改善報告や改善案を出してもらい、最終的には改善事例集のようなものを作っていきたいと考えている。

#### 【質疑応答】

・チェック項目の①「原料搬入時の検品体制が確立している」というのは、具体的にどのようなことか。(河野委員)

・木でないものが混入していないかどうか、きちんと人を付けて検品しているかどうかということ。(桑野委員)

・書面でのやりとりがないならば、「確立している、徹底している」という文言が漠然としたイメージに感じられる。(河野委員)

・関東では現場確認なしで自己申告だったので、どうしても漠然とした部分がある。(原委員長)

・本制度で最も大切なのは、PDCAサイクルであり、評価についても点数化はしているものの、点数が低いから認定を出さないというのではないので、漠然としたチェック項目もある。(桑野委員)

・自己申告の内容と、第三者的に見た場合で解離があった場合はどうしているのか。(芦塚委員)

・現場確認すれば、多少はそのような問題が出てくるだろう。現場を見るのが理想ではあるが、関東協会ではメーカー数が多かったため、現場確認まではしていない。写真と図面だけでも把握できる部分はある。(原委員長)

・点数が悪くても、品質の良いものを作っているメーカーもあるので、作業手順書だけは策定してもらい、PDCAサイクルを大切にしたい。(桑野委員)

・製品ヤードの形態については、関東では屋内は15点、屋根付き10点、露天5点としたが、各地域ではどうか。(原委員長)

・近畿ではだいたい屋内である。(三砂委員)

・中四国は基本的に屋内で、そこから溢れたものは、屋外となる。(岡崎委員)

・北日本は雪対策で屋内が多いが、3割くらいが露天。ユーザーの求めるものを作るというのがメーカーとしての立場なので、ボード原料を生産しているメーカーは検品体制もかなりしっかりしていると思われる。(高橋委員)

・九州では屋根付きが多いかと思う。(河野委員)

・適合チップとして認定することで、ユーザーに対して他メーカーと差別化できると考えてよいのか。(河野委員)

・関東では、需要者とメーカーとの共同宣言において、「需要者は、上記製品を協会のチップメーカーから優先的に調達することに努める。」と記載している。(原委員長)

・北日本など地方では設備面に関するチェック項目は不利な部分があるのではないか。(矢吹委員)

・基本的な部分ではもちろん賛成であるが、関東では本制度によって材がよく出て行っている状況になっているのかどうか。(高橋委員)

・状況としては全く変わっていない。(原委員長)

・これほど材が余っている状況であれば、優先的に調達してもらえる保証があれば、どこも積極的に適合チップの認定を取りたいと思うだろう。(矢吹委員)

・このチェック項目については、各地域で試みに3社ほど実施してみて、実際に何点くらいになるのか、把握してみたらどうか。(矢吹委員)

・九州では、会員数が少ないため、協会が認定するといってもあまりブランド力がない。それならば、全国連合会の名前で認定を出してもらった方が、ブランド力としても有効だと思われる。(河野委員)

・一番の目的は、我々はこれだけ品質面でも努力しているのだから、適合チップの認定を受けたメーカーから、優先的に買ってもらいたいということ。その点においても、やはり連合会の名前で認定を出してもらった方が我々としてもありがたい。さらに、関東の共同宣言にもあるように、ユーザーを巻き込んでいかないと意味がない。品質改善の面でもトラブル報告のようなものをユーザ

一から出してもらって体制を作らなければならない。近畿協会ではそちらの方がハードルがあると思われる。メーカー側のチェック項目より、ユーザーの意見を聞いてみないと判断できない面がある。(三砂委員)

・ユーザー側と協力していかなければならないが、各地域でそのような話ができるのかどうか。(原委員長)

・北日本では、年2回の意見交換会の場でユーザーと直接話せる場がある。(高橋委員)

・建廃利用のユーザにおいては全国規模の会社が多いため、そのような話をすることはできるのではないか。(矢吹委員)

・品質を向上させることが目的の制度ということであれば、全国的に品質向上の事例の共有などは行うのか。例えば、原料搬入の際に異物が入らないように行ったアプローチ法などがあれば、それらの情報を共有できれば、もっと具体的に品質についての取り組みができるのではないか。(芦塚委員)

・関東では、ユーザーからトラブルがあった際に、トラブル報告に対する改善事例の共有は行っているが、それはトラブルがあつてからの情報共有なので、ご指摘のとおり、トラブルがなくても品質向上のための情報共有の視点があつても良いと思う。(原委員長)

・PDCAサイクルでは異物混入防止の事例に関して、チップメーカー間で情報共有することが非常に重要である。(桑野委員)

上記の意見を踏まえて、メーカーのチェック項目に関しては、各地域協会で3社ほど試験的に実施し、地域毎の意見を集約する。ユーザーに対しては、適合チップに関する意見を聞いておくことで合意した。

また、制度としては全国連合会として認定するが、チェック項目や点数配分等は地域の事情を反映させる方向で進める。

## (2)今年度の各種調査について (原委員長)

毎年行っているユーザー対象の「木質バイオマス需要調査」及び、メーカー対象の「木質チップ等生産会員実態調査」について、内容の改定・修正について議論したい。

ユーザー対象の調査では、例年は木質チップについて、細かな質問項目を立てず、材が足りているかどうか、品質について条件をみたしているかどうかのように、大まかなものであった。一方で、平成28年度に行った「建設系廃木材需給調査」の中で、発電事業者向けに「稼働状況調査」を送付し、燃料の使用割合や使用量についても細かく尋ねる調査を行ったことがあるので、その調査における質問を、例年のユーザー調査に生かしていくべきかどうか、皆さんの

ご意見をお聞きしたい。

・本調査は「木質バイオマス」についての調査であるが、質問項目は全てチップに関することに限定されているため、去年はペレットやPKSやバーク等を利用している事業者から回答しなくて良いかどうかの問い合わせがあった。そのため、燃料の使用内訳を質問するのは有意義と思われるが、チップとその他では、品質等について全く異なる回答になるため、まとめて質問することはできない。その点をどのようにするべきか、ご意見をお聞きしたい。(事務局 十川)

・燃料の使用内訳は、FIT材か、ペレットやPKS等の輸入材か、リサイクル材かという大きく3つのカテゴリーに分けて尋ねるのはどうか。(桑野委員)

・FIT施設はどこも未利用や一般木質を、熱量比率で投入量を把握している。しかしチップとしてまとめて尋ねると漠然としたデータになる。(大平委員)

・本アンケートについては具体的にどのような問合せがあるのか。(原委員長)

・去年は送付先を50社以上増やしたため、問い合わせも多かった。特に目立ったのは、混焼の場合はチップについてだけを書けばよいのかということであった。また、本アンケート自体が経年変化を追うために改訂等を行っていないので、文言等に一部現代性を反映していない部分があると思われる。(事務局 十川)

・皆さんが本アンケートを通じてお聞きしたいことは何か。(原委員長)

・一番聞きたいのは、FIT材・輸入材・リサイクル材の3つのカテゴリーの燃料使用割合である。(桑野委員)

・FITの価格としては、32円・24円・17円であり、24円材は輸入材と国内材が混ざっている。一番知りたいのは、リサイクル材がFIT発電所でどのくらい使用されているのかという点。(大平委員)

・「1. 木質チップの利用について」の後に、燃料利用の内訳を尋ねる項目を挿入して、間伐材由来・一般木質・リサイクル材・その他でチェックを入れてもらうのはどうか。(原委員長)

・ペレットとPKSも入れた方が良い。(桑野委員)

・ペレット・PKSは輸入材として一つにしたらどうか。(芦塚委員)

・間伐材、一般木質(製材端材等)、輸入材(PKS・ペレット)、リサイクル材、その他とすれば良いのではないか。(矢吹委員)

・量については、熱量で聞くのか投入量で聞くのか。(大平委員)

・量まで聞くと回答してもらえるかどうか、また公表できるほどデータが集まるかどうかわからないため、量まで聞かなくても良いかと思われる。(原委員長)

- ・リサイクル材の使用量が一番知りたいのではないか。(大平委員)
- ・使用内訳をパーセンテージで聞いた場合は、回答社名が未記入の時は使用量がわからなくなる。また、発電規模が大きく異なる事業所の場合、割合での回答の場合はあまり意味がない。(十川)
- ・FITの発電所は毎月カロリー比で投入量を出しているなので、可能であればご回答下さいとして、実際の使用量を聞いたらどうか。(矢吹委員)
- ・使用量についてはデータはあるので、無記名でも書くことは可能。(大平委員)

上記の議論を踏まえ、投入量比で年間の使用燃料のt数を尋ねる項目を挿入することで合意。アンケート送付前に本委員会の内容を反映させて改訂したものを、各委員に確認してもらい、その後送付。

次に、メーカー対象の「木質チップ等生産会員実態調査」について議論したい。本アンケートの4-2「FIT発電向けの木質チップの種類と出荷割合」の項目で、間伐材等(32円材)、一般木質(24円材)・・・等と記載しているが、入札制度が始まることや、一般木質の固定価格の変更もあり、質問項目の修正が必要である。特に一般木質の10000kW以上の発電所は平成30年度から入札が開始されるので、ここを入札適用の価格と修正すべきか。(原委員長)

- ・今年入札が開始されるが、燃料の納入は来年からなので、まだ現行のままでも問題ないかと思われる。(矢吹委員)
- ・金額で把握しなければならない理由がなければ、材の分類のしたにある32円、24円などの金額を削除すれば良いのではないだろうか。(芦塚委員)

上記の結果、材の種類表記は変更せず、金額の表示を削除することで合意した。

### (3) 国への要望及び回答の検証

国への要望については、本日の委員会では、昨年度の国への要望と、2月の需給問題検討会での国からの回答を合わせて資料として配布しているので、次回委員会までに、各地域協会で内容を検討してきてもらいたい。(原委員長)

### (4) 視察について

本年度の中部視察の内容とスケジュールについて確認し、21日の名古屋駅解散時刻を30分変更することとした。

## (5)木材サミットアンケート調査

7月25日に木材サミットが開催される。そのためのアンケート調査があり、各地域の事情をお聞きしたい。特に森林環境税についてのご意見・ご質問はあるだろうか。(原委員長)

- ・森林環境税は具体的にはどうなるかまだわからないので、現時点で意見といっても出てこないだろう。(三砂委員)
- ・詳細の設計にあったっては、関係団体の意見を聞いて反映させてほしいと要望することで良いだろうか。またFITに関しては、証明の連鎖の徹底等、不適切事例がないよう要望を出すこととする。他にはないだろうか。(原委員長)
- ・森林の未利用材を活用することの当初の目的は、枝葉や林地残材を使うということだったが、丸太が十分に集まるため、ユーザーが低質材はいらないというのは、本来の目的ではないということが問題の一つとなっている。その点を意見として提出してほしい。(河野委員)

## (6)その他

・地域別木質チップ市場価格実勢調査については、平成30年4月価格について集計結果を確認し、公表することで合意。

その他、事務局から以下の情報提供があった。

・「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」における台風等による被害木の取扱いについて

## (7)FIT制度について

林野庁が公表した「民間事業者との協働による河道内樹木伐採の推進に向けた取扱いについて」事務局から説明があった。

・河道内樹木については、所有者の由来証明書により一般木質バイオマスに区分されるが、河川法に基づく採取許可書を根拠としてFITの認定事業者が由来証明書を発行することも可能であるということ。さらに、その認定団体として河道内樹木伐採に建設業者等の幅広い民間事業者の参入を促進するため、林業関係だけでなく、都道府県建設業協会等が認定団体となることも可能ということ。(原委員長)

- ・排出事業者側の認定をするためという理解で良いかと思う。(桑野委員)
- ・林業でないと伐採の証明が認められなかったところ、建設土木工事においても伐採段階で証明を出すことができるようになる。(河野委員)
- ・本制度によって認定されれば、証明の連鎖がより明確になるだろう。例えば、ゼネコンが請け負った伐採を下請けに発注し、発注先がFITの認定を取っ

ていれば伐採段階では問題ないが、伐採した木を処分施設に入れるときに、一度元請のゼネコンに所有権が移る。その際にはゼネコンがFITの認定を取っているということがとても大切になってくる。(高橋委員)

その他、FIT認定については、北日本協会より情報提供があった。

閉会 17:00

次回委員会は9月27日(木)を予定

(文責：十川)